

教育委員会会議 議事日程

令和7年1月27日

開始時間 13時30分

(議案)

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 教第37号議案 | 令和7年度一般会計予算(教育委員会所管分)に関する意見決定について |
| 教第38号議案 | 神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例に関する意見決定について |
| 教第39号議案 | 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見決定について |
| 教第40号議案 | 工事請負契約締結の件に関する意見決定について |
| 教第41号議案 | 教職員の人事について |

(協議事項)

- | | |
|----|----------------------------------|
| 14 | 部活動の地域移行について |
| 24 | 学校・学級運営の状況について |
| 47 | 要注意地区(教室が不足するおそれのある学校区)について |
| 48 | 教職員の人事について |
| 49 | 令和7年度事務局組織改正について |
| 50 | 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例に関する意見決定について |

(報告事項)

- | | |
|---|------------------|
| 1 | いじめ重大事態の対応状況について |
|---|------------------|

※ 神戸市教育委員会会議規則第10条

会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する議案又は報告について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

- (1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (2) 職員の人事に関すること。
- (3) 長の作成する議会の議案に関すること。
- (4) 社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関すること。
- (5) 訴訟又は不服申立てに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。